

外国人受入環境整備交付金取扱要領の改正新旧対照表

改 正 後	現 行
外国人受入環境整備交付金取扱要領 平成31年2月13日制定 令和元年9月9日改正 令和2年3月27日改正 令和3年3月26日改正 令和4年3月22日改正 令和5年3月28日改正 令和6年3月28日改正 令和7年3月31日改正 1 交付金事業 交付金事業は、交付対象が在留外国人に対し在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、一元的相談窓口の設置・拡充をし又は運営をすることを目的とした事業で、交付対象がその経費の全部又は一部を負担する事業とする。 3 対象経費 交付要綱第4第2項に基づく経費の特定は、次のとおりとする。 (1) 人件費は、交付金事業に従事する者に、その労働対価として支払う経費及び雇用主が負担するその社会保険料等を交付対象とするが、他事業を兼任させている場合には、交付金事業の対応に要する経費のみ交付対象経費とする。 (2) 物件費は、交付金事業を遂行するに当たり必要な経費を交付対象とするが、経費の計上において、交付金事業で使用されることが特定・確認できる経費のみ交付対象経費とする。 (3) 物件借料は、交付金事業で使用する面積比に応じた経費のみ交付対象経費とする。 (4) (1) から (3) までに該当しない経費においても交付金事業のみで使用されることが特定・確認できる経費を交付対象経費とする。 4 事務処理 (1) 交付対象は、適切と認める団体に、交付金事業のうち委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う交付対象は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも交付対象であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的	外国人受入環境整備交付金取扱要領 平成31年2月13日制定 令和元年9月9日改正 令和2年3月27日改正 令和3年3月26日改正 令和4年3月22日改正 令和5年3月28日改正 令和6年3月28日改正 (新設) 1 交付金事業 交付金事業は、交付対象が在留外国人に対し在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、一元的相談窓口の設置・拡充をし又は運営をすることを目的とした事業で、交付対象がその経費の全部又は一部を負担する事業とする。 (新設) 3 事務処理 (1) 交付対象は、適切と認める団体に、交付金事業のうち委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う交付対象は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも交付対象であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的

な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

このほか、交付対象は、委託先に対し、交付要綱第4、第5及び第8から第21までに準ずる条件並びにこの要領4（4）から（10）までに準ずる条件を付さなければならない。

- (3) 交付対象は、交付対象から補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体が交付金事業を行うために、この交付金を財源の全部又は一部とした補助金等を交付することができるものとする。この場合において、交付対象は、補助金等の交付先の選定に対して責任を有することに留意し、補助金等の交付先と緊密に連携を図り、より効果的な事業となるよう、交付金事業の実施状況の把握に努め、交付金事業の適正な執行を図るため必要があるときは、その限度において、必要な勧告、助言又は援助を行うものとする。

なお、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を補助金等の交付対象とはしないものとする。

このほか、交付対象は、補助金等の交付先に対し、交付要綱第4、第5及び第8から第21までに準ずる条件並びにこの要領4（4）から（10）までに準ずる条件を付さなければならない。

(2) 及び (4) から (10) (略)

5 事業の検査等

(1) 及び (2) (略)

6 その他 (略)

附 則

この要領は、平成31年2月13日から施行する。

この要領は、令和元年9月9日から施行する。

この要領は、令和2年3月27日から施行する。

この要領は、令和3年3月26日から施行する。

この要領は、令和4年3月22日から施行する。

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

この要領は、令和7年3月31日から施行する。

な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

このほか、交付対象は、委託先に対し、交付要綱第4、第5及び第8から第21までに準ずる条件並びにこの要領3（4）から（10）までに準ずる条件を付さなければならない。

- (3) 交付対象は、交付対象から補助金等を受け補完的あるいは代替的な業務を行う団体が交付金事業を行うために、この交付金を財源の全部又は一部とした補助金等を交付することができるものとする。この場合において、交付対象は、補助金等の交付先の選定に対して責任を有することに留意し、補助金等の交付先と緊密に連携を図り、より効果的な事業となるよう、交付金事業の実施状況の把握に努め、交付金事業の適正な執行を図るため必要があるときは、その限度において、必要な勧告、助言又は援助を行うものとする。

なお、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を補助金等の交付対象とはしないものとする。

このほか、交付対象は、補助金等の交付先に対し、交付要綱第4、第5及び第8から第21までに準ずる条件並びにこの要領3（4）から（10）までに準ずる条件を付さなければならない。

(2) 及び (4) から (10) (略)

4 事業の検査等

(1) 及び (2) (略)

5 その他 (略)

附 則

この要領は、平成31年2月13日から施行する。

この要領は、令和元年9月9日から施行する。

この要領は、令和2年3月27日から施行する。

この要領は、令和3年3月26日から施行する。

この要領は、令和4年3月22日から施行する。

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

(新設)